

第4回 太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会 議事要旨

日時：令和4年（2022）3月17日（木） 13時半～16時半

場所：太宰府市中央公民館 多目的ホール

参加者：委員：西山徳明会長、大江英夫副会長、田鍋隆男、日下部寛行、南里義則、渡辺清二、
森弘子、江藤真理子、丸田幸一、松大路信潔、鬼木剛、小川祥平

事務局：太宰府市（以下、市）

オブザーバー：楠田大蔵（太宰府市長）

池田準哉、宮島悠夏（都市環境研究所）

1 開会

2 出席者の確認

市) 委員15名のうち12名の出席があり、定足数である過半数に達しているため、会議が成立することを報告。

3 市長挨拶

4 資料確認

5 議事

議事1) 経過報告

<事務局からの説明>

- ・ 資料1（1p）を示し、昨年9月に文化庁へ素案を提出、11月に認定を受ける予定だったが、文化庁との調整が難航し、年明け後、文化庁との再協議、体裁や内容の再構成を図り、4月の素案提出の目途がついてきたという経緯を説明。
- ・ 資料2（3p）を示し、計画の大枠は変わっていないが、文化庁との協議を経て大きく修正した3点ほどの内容を説明。
- ・ 1点目。文化庁からの「各地の取組は尊重するものの、地域計画は、認定する文化庁がつくる計画でもあるので、文化庁の指示や文化財保護法に則った形・体裁にしてほしい」という指摘を受け、「歴史文化の特徴」を修正。
- ・ 2点目。ボリュームに関して、文化庁より「必要な内容は書くべき」で薄く作る必要はないという指摘を受け、とくに歴史的背景、文化遺産の概要、歴史文化の特徴などを加筆修正。また市民遺産についても申請内容を巻末に掲載。
- ・ 3点目。体裁に関して指摘を受け修正。特に「歴史文化の特徴」について、箇条書きで特徴を並べる書き方の文化庁の方針に従って、作り直した。
- ・ 工程について、今回の策定協議会での審議と、文化財専門委員会への報告を通して、計画を確

定させ、3月末ないし4月に申請する見通しを説明。

議事2) 素案について

○【計画】「目次」、「序章(2-12p)」

<事務局からの説明>

- ・ 資料4(9-11p)を示し、計画の全体構成について、①歴史的背景、②文化遺産に関わる主な取組、③歴史文化の特徴、そして第2章の措置の部分で大きな修正があったことを説明。
- ・ 序章第1節～第4節についての修正点を説明。

<質疑>

●第1節2. 目的

J委員)「令和のご縁をいただき～」の部分の述語がなく、文章としておかしい。

市) 述語を追加する。

J委員) 令和発祥の地としての視点から今後の計画を進めていくということか？太宰府の現状を踏まえた内容があまり触れられていないが、大事なところだと思う。「九州国立博物館誘致～一大国際観光都市となっています」の前段階の内容も必要だと思う。

会長) もう少し背景の部分に追加して、「あとは後ろで記載します」といった書き方もあると思うので反映してほしい。

市) 令和以前の取組をもう少し追加する。

●第2節 計画の対象

会長) 一般の地域計画で「文化財」といっているものを太宰府では「文化遺産」といっている。だから、文化財保護法の6類型と異なっているということか？

会長) 平成17年に太宰府市に作成したフレームと文化庁のフレームで齟齬があるようだが、丁寧に説明すれば齟齬が生じるものではないと思う。書き方を工夫して食い違いをなくしてほしい。

市) 指摘を踏まえて反映する。

●表記について

L委員)「取組み」「取組」「取り組み」の使い方が混在している。名詞と動詞で使い分けるのはよいが、そのなかでも混在している。

会長) 一般的に使い方はあるか？

L委員) 特にないので、統一されていればよい。

市) 指摘を踏まえて確認し、反映する。

○【計画】「第一章(14-65p)」

<事務局からの説明>

- ・ 第一章の修正箇所を説明。

- ・ 自然的・地理的特性は文化財に関わるものを記載。社会的状況は学校の区域等を追加。歴史的背景は歴史文化の特徴の前段階として、内容を追加したため、ボリュームが増加。
- ・ 歴史文化の特徴が最も大きく変更したことを説明。地形と古代～現代にかけての内容を13の特徴として整理。歴史文化の特徴で記載している文章を関連文化財群として記載すると、計画のなかで課題、方針、措置として記載しなければならないため、計画の中では記載しないこととした。
- ・ 目指す方向は、文化庁との協議の中で文言等を加筆修正。市長の思いも反映。
- ・ 基本方針は、目的を受けて修正したことを説明。

<質疑>

●歴史的背景

G 委員) P 30 南浦紹明はフルネームで書いてあるが、そうでないところもある。円爾は、円爾弁円とした方がよい。

G 委員) 太宰府八景について、八景としているところが多いが、太宰府の場合は十二景とも言われる。何が旧で、新景は何か不明。見直してほしい。

市) 指摘を踏まえて反映する。

●文化財の分類

G 委員) 文化財保護法の6類型では、無形文化財と民俗文化財は別であり、民俗文化財に有形民俗文化財と無形民俗文化財がある。この計画の中では無形の言葉の使い方が統一されていない。P 36 などが代表的。無形文化財のことを単に民俗文化財と書いたりもしている。

G 委員) P 40 の無形要素が何を示すのかわからない。

G 委員) P35、「有形文化財・文化遺産(建造物)」となっているが、「文化遺産(建造物)・有形文化財」としたほうがよいのではないか。

G 委員) P36④無形文化財・文化遺産で市史の調査に触れていることはよいが、文化財の総合的調査とは別に市民に調査してもらったことがある。衣食住に関わる内容は市史では調査したが、総合的把握調査では把握していないと思う。市民の方が把握したものの多くは有形民俗文化財だと思う。整理して記載してほしい。

市) 指摘を踏まえて反映する。

●関連文化財群について

会長) 太宰府市文化財保存活用計画で考えた太宰府市民遺産は関連文化財群のルーツであるはずだが、文化庁が求める関連文化財群と違って来るから、今回は関連文化財群としないという説明に聞こえた。関連文化財群は文化財を総合的に把握するやり方で、6類型に含まれない包括的な概念であり、関連文化財群を記載しない地域計画はおもしろくないと思っている。太宰府市民遺産の取組は引き続き世の中をリードしていくものとなってほしいと願っている。今日は感想として述べるに留める。

○【計画】「第二章 個別計画（68-94p）」

<事務局からの説明>

- ・ 市全体として恒常的に進めていく「基本的措置」と、保存活用区域を設定し、10年間区域を定めて行う「重点的措置」を記載。基本的措置はパブリックコメント前に記載した「措置」を基本として記載し、重点的措置は新しく書き下ろした部分であるとして、考え方を説明。

<質疑>

●情報発信

E) 課題の部分で、史跡解説ボランティアとしてすでに活動している方が70人以上いる。「さらに必要」といった書き方にしてほしい。

市) 史跡解説員の方々の幅広い活動は理解している。ここでは観光ボランティアを想定している。表現は工夫して修正する。

会長) 計画は広く読まれることから、当事者の方が読んで誤解の内容に表現を修正してほしい。

副会長) 一般の方が、どうしたら来たいと思うかを考えてほしい。行政だけでは難しい面もあると思う。民間から情報発信の仕方を教えてもらうなどして、効果的な発信に取り組んでほしいと思う。どうしたら楽しんでもらえるかという視点で取り組んでほしい。

市) P81の措置に記載しているが、意見を踏まえて検討する。

G 委員) 民間という話があったが、日本遺産では周辺市町村との連携が書かれている。一方、民間との連携も必要と思う。天満宮など、民間所有の文化財もある。観世音寺の鐘ひとつでも観光客は多く来ることができると思う。便益施設ひとつとっても前時代的、ガイダンス施設も老朽化しており、魅力的ではない。人が呼べるようにもう少し盛り込んでもらえるといい。

会長) どこかでは記載されていると思うが、重要な視点として改めて理解し、反映できるのであれば、追加してほしい。官民連携についてもあらためて、意識してほしい。

●重点的措置

会長) P68、基本的措置と重点的措置について。空間的にエリア設定されたところしか重点的な措置は位置づけないということで理解した。歴まちと同じような考え方になっていると思う。歴まちは不動産の部分だけを扱うが、地域計画では、歴まちに救われない動産を救済できるものと考えている。計画の理念と逆行しているように思う。

市) 文化庁との協議のなかで悩ましかった。

会長) 重点的措置に保存活用区域を使うこと自体はよいと思うが、重点的措置と保存活用区域の概念を一致させることはよくない。カッコで「保存活用区域」と書くことはやめてほしい。文化庁の指導があったのだとしたら、文化庁の概念整理が矛盾しているように思う。

●目指す方向のイメージ

B 委員) P94 目指す方向のイメージが記載されているが、どういう方向を目指しているのか説明してほしい。

市) 保存活用区域として2つの区域を設定している。景観を阻害する信号機があるので、景観に配

慮した変更、史跡地内でのキッチンカーや仮設店舗といった活動、サインの設置などを表現している。

会長) 絵に直接書き込むなり、わかるように解説を加えてほしい。

○【計画】「第三章 推進に向けて (95-100p)」

<事務局からの説明>

- ・ 第1節は、「推進体制」では、文化庁からの指摘により、体制図を追加。
- ・ 第2節の「進捗管理」は、総合戦略などの目標設定を参考に設定。ふるさと納税返礼品数（歴史文化関連）」には、目標値は、125 から、140 に訂正。

<質疑>

●認定のメリット

I 委員) 認定によるメリットはどういったものがあるのか？文化庁に認定されたことを市民や市外、メディアの皆さんに広く知ってもらうことが大切だと思うので、その計画があれば教えてほしい。

市) 具体的なメリットとしては、補助金、交付金等の優先順位があがるといった事業化の際のメリットがある。広報については、新聞等メディアに取り上げてもらうなど、広く知ってもらう機会をつくっていきたいと考えている。

会長) マスタープランができたことによって、庁内でも連携して取り組んでいける。太宰府市では、特に市長も熱心に計画を考えている。計画の冒頭や概要版に反映するなど検討してほしい。

●認定状況

I 委員) 地域計画の認定を受けるのは初めてなのか？

会長) 54 自治体程すでに認定している。これから 400 程の自治体が認定していくことが想定されている。

6 閉会